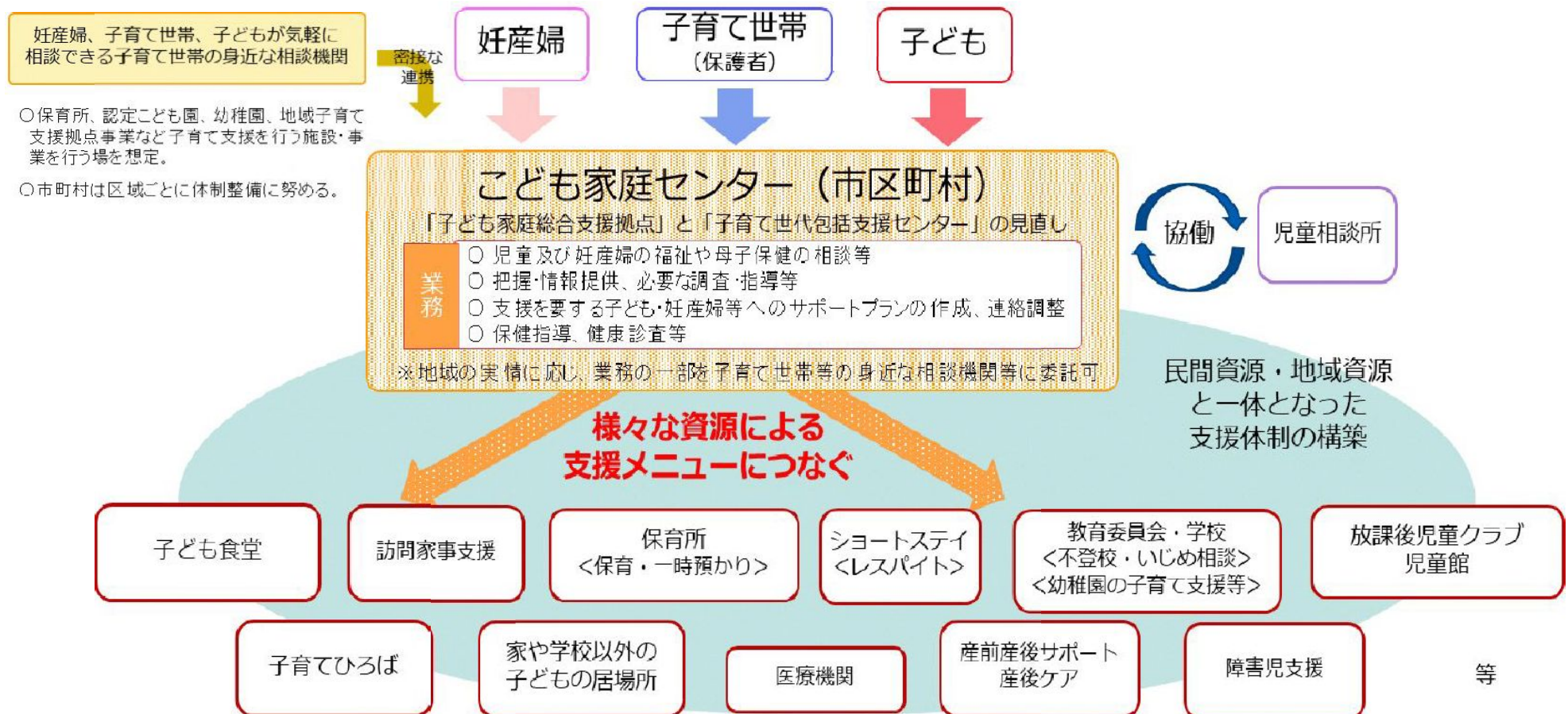


対応2 相談支援機能の一体化(こども家庭センター)

- ・ 子育て家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの「連携」からより一歩前へ。
- ・ こども家庭センターとして、地域の関係主体とつながりながら、サポートプランの作成や勧奨・措置を使いながら子育て家庭をマネジメント。



＜趣旨・目的＞

○ 子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努める。

○ こども家庭センターは、できる限り妊産婦、こどもや保護者の意見や希望を確認又は汲み取りつつ、関係機関のコーディネートを行い、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークの中心的な役割を担う。

＜業務内容＞

こども家庭センターにおいては、
保健師等が中心となつて行う各種相談等（母子保健機能）を
行うとともに、こども家庭支援員等が中心となつて行うこども
等に関する相談等（児童福祉機能）を一体的に行う。

【児童福祉機能に係る業務】

- ①家庭や地域の状況の把握
- ②情報の提供
- ③相談等への対応（サポートプランの作成等）
- ④総合調整
- ⑤地域資源の開拓
- ⑥地域子育て相談機関との連携、の支援を行う。
- ⑦家庭支援事業の利用勧奨・措置
- ⑧地域子育て相談機関の整備等
- ⑨要保護児童対策地域協議会の「要保護児童対策調整機関」についても、併せて行うことが望ましい。